

## 決議 10.8 \*

## クマの保護及び取引

クマ種の全個体群が条約の附属書 I または附属書 II に掲げられていることを意識し、

クマはアジア、ヨーロッパ、北米および南米に原生し、そのため、クマの保護という問題は世界的なものであることを認識し、

クマ種の部分および派生物のいまだに続いている違法取引は条約の有効性を損ね、CITES 締約国および締約国でない国がそのような取引を排除するための措置を講じない限り、密猟によって野生のクマが減少し、特定の個体群または種さえも絶滅する可能性があることに留意し、

クマの保護および保全のための長期的解決策として、実質的かつ測定可能な措置が必要であることを認識し、

## 条約締約国会議は

全締約国、特にクマの生息国並びに消費国に対し、次のことを行うことにより、クマの部分並びに派生物の違法取引を削減するための措置を講じ続けるよう促す。

- a) クマの部分および派生物の輸入および輸出を規制するための国内法の確認、採用または改善を行い、違反に対する罰則が違法取引を抑制するために十分なことを確保する。
- b) 野生生物取引規制に対して国内および国際的に追加資金を提供することにより、CITES の施行を促進する。
- c) クマの部分および派生物の違法輸出および輸入を規制するための手段を強化する。
- d) 違法市場を特定し、目標を定め、排除するため、主な生産国および消費国における新たな国内活動を開始または奨励する。
- e) クマの部分および派生物に特に焦点を絞り、現場係官のための野生生物法施行に関する国際訓練計画を策定し、現場での技法と情報を交換する。

f) 保護と法施行努力のための二国間および地域協定を策定する。

g) クマの部分およびに派生物を識別するため、およびクマの部分およびに派生物を含むと表示された製品を調べるための十分な能力を持たない締約国を援助するために、法科学の技術を共有すること。

附属書 I および II に掲げられた種の標本に関し、クマの部分および派生物が関係する条約の規定を施行するための手段を、必要に応じ、全締約国が検討し、強化するよう勧告する。

さらに、締約国と締約国でない国が、緊急の問題として、次のことを行うことにより、クマの部分および派生物の違法取引の問題と取り組むよう勧告する。

- a) 政府機関、業界、消費者団体および自然保護団体の間の対話を強化し、合法的取引が附属書 I のクマの部分および派生物の違法取引の経路を提供しないよう確保し、CITES による取引の規制に対する一般の意識を高める。
- b) CITES 締約国でないクマの生息国と消費国に対し、緊急の問題として、条約への加盟を奨励する。
- c) 特にアジアに生息する種をはじめとする絶滅のおそれのあるクマの状態に関する研究に資金を提供する。
- d) 伝統医療分野と協力し、クマの部分および派生物に対する需要を削減する。これには他の野生種を脅かさない代替品および代用品に関する研究およびそれらの使用の積極的推進が含まれる。
- e) 伝統医療分野および自然保護団体と協力し、クマの標本の取引に伴う保護上の懸念およびより強力な国内取引規制および保護手段の必要性に関する一般の意識と業界での知識を拡大する。

全政府および政府間機関、国際援助機関および非政府団体に対し、緊急の問題として、クマの部分および派生物の違法取引を停止し、クマ全種の存続を保障するための資金その他の援助を提供するよう呼びかける。



\* 第 12 回および第 14 回締約国会議で改正。